

原子力と戦後政治

● 特集②：原子力と戦後政治

原子力開発・原発問題から戦後国家を再考する

小林啓治

1. 戦後国家論の必要性

3・11は戦後史研究にどのような課題を提起しているのか。私自身は戦後史に関する本格的な研究論文を発表しているわけではないが、少なくとも近現代史研究者としてこの問題について発言する責務があると考えている。本稿では、原子力開発・原発についての具体的な言及は必要最小限にとどめ、戦後史研究としてどのようなことを考えていくべきかを中心に論じてみたい。

まず、これまでの戦後史の問題関心をごく簡単に振り返ってみよう。何とんでも戦後史を根底的に規定したのは、冷戦構造とそれを媒介した安保体制であった。したがって、戦後史の概括的叙述は、国際関係ないし日米関係を基軸とし、アメリカの軍事戦略との関連で日本の再軍備の過程をおさえ、安保体制の展開と矛盾を明らかにするという構成をとってきた。80年代までの研究は、占領政策と民主化の相克、再軍備と平和運動、55年体制の形成、安保闘争などに関心を注ぎ、アメリカと結びついた保守政党の政治支配の構築と、憲法の実態化をめざす戦後民主主義との対抗として戦後史を描いてきた。そうした問題意識を継承しつつ、90年代以降の戦後史の叙述

で大きな役割を果たしてきたのは渡辺治である。渡辺は国民統合に力点を置いて、企業社会—高度成長—日本型大衆社会—自民党一党支配の構造を描いて見せた〔★1〕。また、1995年から刊行されている『年報・日本現代史』は、意欲的に戦後史研究に取り組み、50年代の歴史像・象徴天皇制・ナショナリズム・高度成長などに関する特集を組んできた。

そうした試みや営為を否定するわけではない。それはそれで十分意義があったことは確認しておかなくてはならない。しかし、3・11を経てみると、戦後史研究や近現代史研究に、どこか大きな欠落があったのではないかという思いにかられる。それは例えば、こういう問題である。生活基盤としての水・エネルギーがいかに関達され、人々の生活や社会関係を変容させたのか、地震ばかりでなく風水害が地域社会に与えた影響、自然の利用と破壊、景観の変化とくらし等々。つまり、自然と人間の物質代謝に関わる問題群が、私たちの視野からスッポリと抜け落ちていたのではないだろうか。それらは、たしかに地域史や自治体史のレベルでは叙述されていた。しかし、全体史の中に正当に位置づけられていたとは言えないだろう。

いま一つ指摘しておきたいのは、研究の分節化と棲み分けの問題である。ある意味では、そうした傾向はどの分野の研究でも不可避であるが、それを放置してよいわけではない。ことに近現代史研究で危惧されるのは、経済史との結びつきがきわめて弱体化していることである。この点について、柳沢遊は次のように指摘している。

もともと、戦後日本の歴史研究は、社会経済史研究と非常に緊密な関係を持ち進められてきました。高度成長の進行は、のちのち、経済史研究と歴史研究のあいだを導く大きな契機になりました。1980年代以降になると、経済成長による日本社会の変化が、社会経済史研究にも大きな影響を与えて、歴史学との接点や政治、社会の問題への関心が乏しくなり、歴史学に開かれていない個別的な経済史研究が増えます。一方、歴史研究の側でも、社会経済史への関心が徐々に小さくなっていきました。(中略) 確かに、各産業における投資のメカニズムの考察や、高度成長の持続の条件の解明など、個々の論点は経済史研究の現段階では重要な論点です。しかし、そのことと高度経済成長期の日本社会を全体として歴史的にとらえることとの間にはまだ、距離があると思えます。換言すれば、経済史研究者が明らかにした実証成果から、歴史家は、何を学び、それを歴史像にむすびつけるのかという課題が残されています〔★2〕。

資本主義のあり方が大きく変容している現在、経済史研究と歴史研究の乖離は双方にとって大きな損失であると思われる。原発問題に引きつけて考えてみると、潜在的核保有という側面ばかりでなく、原発産業および日本資本主義の展開と結びつけて論ずることが要請されていると言えよう。また、科学技術史研究との断絶も埋めどし、環境・生活・民主主義（専門家支配とのかかわり）などとの関連を見つめ直していくことが必要である。

問題は、こうした欠落や分節化をどのように克服していくかである。そこで提案したいのは、戦後国家論の考察である。それは同時に、戦前国家論の見直しでもある。このように述べると、今さらなぜ国家論なのか、すでに国家論はその役割を終えたのではないのか、という疑問が当然湧いてくるであろう。たしかに、戦前国家論の論争を通じて、共通認識となったことがらは多々ある。たとえば、安田浩の整理に従えば、近代天皇制国家は日本資本主義の政治的上部構造にほかならないこと、それが階級的基礎を得て内容的に確立するのは日清戦争後であること、国家形態の基本骨格は明治憲法体制として1890年前後に成立することなどである〔★3〕。そうした研究は、史的唯物論に依拠した土台→上部構造を前提としていたため、いったん天皇制国家が日本資本主義の上部構造であることが確認されると、問題関心は上部構造に収斂し、天皇制国家論・天皇制ファシズム論として議論は展開された。つまり、土台→上部構造という史的唯物論の公式そのものを検証する方向性をとることはなかったのである。

その後、国家論は戦後国家を本格的に対象とするに至らないまま、マルクス主義の凋落とともに雲散霧消した。戦後国家論が必要とされるゆえんは、ここにある。とはいえ、今の時点で、国家論という視座の有効性が説明されなければ、国家論を提起したところで無意味であろう。その有効性ないし意義は、二点あると考える。

一つは、3・11を通じて見えてきたのは、この国の国家権力の成り立ちと構造を学問的に解明しなければならないということである。そのためには、国民統合の要素や装置をモデル化しモジュール性を強調する国民国家（批判）論とは、違った方法が必要である。いま一つの意義は、グローバリゼーションと関係する。80年代以降顕著となったグローバリゼーションの進展を視野にいれつつ、資本主義の変化と国家の役割、国家権力のあり方を説明する必要がある。近年さかんになっている生命や福祉という研究課題を考えるにあたって、国家の問題を素通りすることは許されないだろう。

では、戦後国家の研究を導く手がかりはどこにあるのか。70年代に活躍したネオ・マルクス主義の旗手ブーランツァスの次の言葉は、いま一度検討してみる価値がある。

政治＝イデオロギー的諸関係が生産諸関係の構成のうちすでに存在しているからこそ、それらは生産諸関係の再生産の面で本質的な役割を演じるのであり、また、それだからこそ、生産・搾取過程が同時に政治的かつイデオロギー的な支配と従属の諸関係の再生産過程なのである。[★4]

こうしたプーランツァスの問題提起は、土台→上部構造の原則に反するものとして、日本では異様に厳しく批判・排斥された。その後しばらくして、社会主義体制の崩壊とともにマルクス主義が凋落したことで、土台→上部構造の公式の再考はなされないまま、プーランツァスの問題提起そのものが忘却された。プーランツァスの論敵であったフーコーの権力論の浸透はそれと一対の現象だと言えようか。ともあれ、歴史学と経済史の乖離を埋める手がかりは失われ、それによって両者の棲み分けが加速したことは否定できない。

というわけで、ネオ・マルクス主義の提起を受けとめ直しつつ、戦後国家論を考察してみることは無駄ではないと思われる。

2. 戦後国家（先進資本主義国家）の特質とアメリカの覇権

ネオ・マルクス主義も含めて、国家論は国家を完結した対象として措定することから出発する。世界体制そのものによって国家がいかに規定されているかという問題がひとまず除外されていることに、最大の理論的欠陥がある。この問題に気づかせてくれたのが、世界システム論の功績である。しかし、この議論は、マクロな国家システム論として展開されたため、前述のプーランツァスが提起した課題が深められてはいない。国家論を再考するためには、両者の観点を適切に組み合わせることが不可欠であることを、まずは確認しておこう。戦後日本国家に即して考えれば、それは、安保体制を国家論的にどのように処理するかという問題に置き換えられる。

安保体制をひとまず軍事力の問題として単純化すると、戦後日本では、占領期に軍事力を独占していたのはGHQであった。サンフランシスコ講和条約によって、日本は一応独立したが、安保条約の締結とともに基地の設置を容認した。安保条約の条文は、アメリカの軍事力が二つの意味をもつことを率直に語っている。一つはアメリカの世界戦略にもとづく軍事力編成の足場として日本を利用することであり、いま一つは、共産主義者によって惹起される可能性のある内戦の危機を抑制することである。こうした国家を従属国と規定するとかどうかにこだわるつもりはない。従属国家とい

01

02

03

う概念規定をめぐる議論にはあまり意味がないと考えるからある。

要は、少なくとも第二次大戦後の米・ソ以外の国家が、程度の差はあれ軍事的従属性を免れることはできなかったということをおさえておけばよい。それらの諸国への米軍基地の設置は、アメリカの覇権の物質的基礎でもあり象徴でもあった。もちろん、日米安保の場合は、そうした一般的な軍事的従属性には解消できない固有の従属性がある。その点は後述することにして、冷戦体制のもとでの軍事的従属性は、両ブロック内での諸国家の政治・軍事的序列化をともなっていたことにも注意を向けておこう。西側ブロック内でそうした序列化を規定したのは、第二次世界大戦の戦勝国か敗戦国かという区別であった。もちろん、両者の中にも相違はある。同じ敗戦国であっても、軍備の維持が認められたイタリアと、いったんは軍隊が解体された日本とドイツとでは事情は異なるし、日・独の再軍備の過程も違いが大きい。

一方、戦勝国となったにもかかわらず軍事的従属性を埋め込まれた英・仏は、その制約を緩和し、ヒエラルヒーの上位に位置することを目指した。国際的な発言力を高め、安全保障上の自立性を多少なりとも回復する上で、決定的な意味をもったのは核兵器の開発・保有であった。米ソに続いて、イギリスは1952年、フランスは1960年に核実験を成功させ、中国も1964年に核兵器を保有した。

一方、戦後世界の中で、核兵器保有に踏み出すことができない諸国にとって、原子力開発は国際的地位を確保するために欠かせないものとして認識された。日本の場合、そこにはいくつもの思惑、願望や期待が渾然一体となって渦巻いていたことを読み取るべきだろう。そのうちの一つは、言うまでもなく潜在的核保有への意思である〔★5〕。そこには、国家安全保障、国家威信、ナショナリズムといった諸要素が混在していたと思われる。潜在的核保有の意思については、すでにいくつかの指摘がある〔★6〕。それらによりながら、原子力開発と核兵器保有との深い結びつきを確認しておこう。

出発点となる原子力予算が核兵器開発の意思と結びついていたことは、国会での議論の中でも示されていた。衆議院本会議の昭和二十九年度予算審議において、改進黨の小山倉之助は原子炉建造予算案に賛成の意を表し、「MSAの援助に対して、米国の旧式な兵器を貸与されることを避けるがためにも、新兵器や、現在製造の過程にある原子兵器をも理解し、またはこれを使用する能力を持つことが先決問題であると思います」と述べていた〔★7〕。この後、1人おいて質問に立った日本社会党の小平忠は、「原子力の平和的利用の前提としては、原子力の国際管理が絶対に必要である。かかる前提なしに原子炉建造のために十分な研究もなさず、学界の猛烈な反対

の中に一部政党の要求による思いつきの予算を計上するようなことに対しましては断固として反対であり、すみやかにこれを削除することを要求するものであります」として、軍事転用に対する懸念を表明した。小山の発言は、原子力開発の初発の時点で、「原子兵器」を使用する能力をもちたいとする欲求が内在していることを示しており、小平の批判的発言は、それを裏から証明するものであった。

このような潜在的核保有の意味について、率直に語っているのは『岸信介回顧録』である。岸は、1958年1月、首相として東海村の原子力研究所を訪問した時のことを次のように述べている。

日本の原子力研究はまだ緒についたばかりであったが、私は原子力産業の将来に非常な関心と期待を寄せていた。

原子力技術はそれ自体平和利用も兵器としての使用もともに可能である。どちらに用いるかは政策であり国家意思の問題である。日本は国家・国民の意思として原子力を兵器として利用しないことを決めているので、平和一本槍であるが、平和利用にせよその技術が進歩するにつれて、兵器としての可能性は自動的に高まってくる。日本は核兵器は持たないが、潜在的可能性を高めることによって、軍縮や核実験禁止などについて、国際の場における発言力を強めることができる〔★8〕。

核兵器の保有の可能性と条件が実際に検討されるのは1960年代後半のことである。1966年、最初の実用規模の原発である東海原発が、全出力の16万6,000キロワットで営業運転を開始したことを背景に、核兵器生産の潜在能力を検証しようとする動きが見られた。安全保障調査会編『日本の安全保障 1968年版』の中の「わが国の核兵器生産潜在能力」という論文がそれである。安全保障調査会とは、元陸軍主計大尉で防衛庁の創設にかかわり、同庁で実力者となった海原治の私的研究会である。当時、海原は国防会議事務局局長であったから、その影響力は無視できない。この論文は、核兵器生産の潜在能力を核弾頭の生産能力、運搬手段について分けて詳細に検討している。その結果、品位の点から、東海原発のプルトニウムが核兵器生産に適しており、年間で最大20発の原爆材料が製造可能であると推計した。また、プルトニウムを抽出するための再処理工場については、1975年までに稼働するはずだとした。この判断は、高速増殖炉と新型転換炉の開発をめざした動力炉・核燃料開発事業団（動燃）が、1967年10月に発足したことを念頭においたものだろう。運搬手段については、フランスと比較してICBM開発・製造の潜在能力について、核弾頭部分を別にすれ

ば著しい差はないとした。同時に、ミサイル潜水艦の開発可能性や民間大型航空機の転用も検討している。

この論文は潜在能力がどこまであるかを検証したものであり、核兵器開発を進めることを主張しているわけではない。とはいえ、核兵器生産の可能性について、数値をあげながら具体的かつ詳細な分析を行ったことは大きな意味をもった。外務省内で策定された1969年9月25日付極秘文書「我が国の外交政策大綱」が、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルを保持し、これに対する掣肘を受けないよう配慮するとしたのは、こうした検討結果を踏まえてのことであろう。

核兵器の保有に基づく米ソ対立と覇権のもとで、日米安保によってアメリカの軍事的主権を頂点にいただいた日本国家は、国家としての存在証明を核兵器の潜在的保有に見出そうとする政治主体を不断に生成させてきたのである。ただし、両者の関係を、従属と自立という単純な対抗図式でみるわけにはいかない。潜在的核保有は一定の自立志向を示すものではあっても、それは決してアメリカの軍事的な主権を拒否するものではないからである。質・量ともに圧倒的な核兵器を有するアメリカの軍事的な主権のもとでは、小規模な核の保有は、かえって一層の軍事的従属や外交の制約を招く可能性がある。このような理由から、以下では、自立という言葉を用いる場合、従属との対立関係を意味するものではないことをあらかじめ断っておきたい。

従属と自立の複雑な絡み合いを考えるために、原子力開発と原発建設の展開過程をもう少し具体的に検討してみよう。原子炉や濃縮ウランについては次のような経緯がある。1954年の原子力予算によってスタートした原子力開発は、55年の春まで国産研究炉方針をとっていた。ところが、日米原子力協定およびそれを踏まえた原子力研究開発計画では、日本原子力研究所の建設する研究炉3基のうち2基はアメリカ製研究炉となった。1960年代半ば以降、軽水炉の導入が本格化すると、原子力産業はアメリカからの技術導入体制を固めた。濃縮ウランもアメリカから輸入するという構造ができあがった。ところが、1968年改定の日米原子力協定は、アメリカ製濃縮ウランの使用済み燃料が再処理の対象となる限り、再処理工場の運転についてはアメリカの同意が必要になると規定した。こうしたアメリカによる統制は、高速増殖炉の国内自主開発への固執をもたらし、再処理事業でフランスとの結びつきを強めることになった。NPT条約をめぐる経過も興味深い。1968年に調印され1970年に発効したNPT条約への加入をめぐる、核武装へのフリーハンドの喪失と原子力民事利用への重大な制約をこうむることへの懸念から、批准は署名から6年後の76年にずれこんだ。

吉岡齊はこうした従属と自立志向との関係について次の二点を指摘している。第一に、原子力技術の供給国による原子力事業の直接的コントロールを避け、受領国の主権を守るために、日本はIAEA（International Atomic Energy Agency）の保障措置制度に対しては協力的姿勢をとったばかりでなく、その制度の整備にも協力してきた。第二に、NPT条約による核不拡散の国際的枠組の強化に協力しつつ、欧米諸国が開発に着手してきたありとあらゆる種類のプロジェクトを国内開発プロジェクトとして進めてきた。その結果、日本はあらゆる種類の機微核技術（Sensitive Nuclear Technology）を集積し、軍事転用の危険性の高いすべての種類の核施設を国内に建設しているという。吉岡は、日本の原子力外交政策はアメリカ一辺倒ではなく、「自国の原子力民事利用事業にとって、アメリカと密接なパートナーシップを築くことが有利な場合は、それを最大限に利用してきたが、みずからの進める民事利用事業の包括的拡大路線に対してアメリカから圧力が加かったときは、驚異的な忍耐力をもってそれをしのいできた」と指摘している〔★9〕。その背景には、前述のとおり核保有の選択権を持ち続けたいという欲求があったことは言うまでもない。

ここで忘れてはならないのは、原子力開発・原発の面での自立志向には時期によって変化があるという点である。それがアメリカの核不拡散政策の強度と深く関わっていることは容易に推測される。カーター政権のように不拡散政策を強化しようとするれば、その反動として日本の自立志向は強まるし、核不拡散から大軍拡にシフトしたレーガン政権のもとではそれが弱まり、また軽水炉におけるライセンス生産をあえて破棄することのメリットは小さくなった。80年代以降のことについては、他にも重要な変化があるので後述したい。

肝心なのは、戦後国家の問題として、アメリカの軍事戦略への包摂と原子力開発における従属・自立の交錯とをどのような関係として説明すればよいかを考察することである。詳論する紙幅はないので、ここでは証明抜きで仮説を述べる。アメリカの軍事的主権を自己の内部に構造化した日本国家は、その反発で自立的な原子力開発＝潜在的核保有を志向するが、それは決してアメリカの軍事的主権を否定するものではなかった。否、むしろ原子力開発を進めれば進めるほど、アメリカの軍事的主権というこの構造の庇護を受けざるをえないことが判明した。原発はあくまでも核兵器の副産物であるから、その推進はアメリカの核不拡散政策の強化（緩和）によって大きな影響を受けざるをえないからである。このような構造は、次にみるように、原子力産業が拡大・発展し資本の多国籍化が進むについていっそう強化されたと思われる。

01

02

03

3. 原子力開発・原発建設からみた戦後国家研究の課題

原子力開発・原発建設の推進体制は、戦後国家の研究についてどのような課題を提起しているのだろうか。ここでも吉岡の提起を導きの糸として考察を加えてみたい。

吉岡は原子力開発・原発建設の推進体制を「二元体制的国策共同体」というキーワードで特色づけている。二元的とは、商業化途上段階の事業を担当する科学技術庁グループと、商業段階の事業を担当する電力・通産連合が棲み分け、利害調整をはかりつつ事業拡大をはかってきたことを意味する。国策共同体とは、「政治家・官僚・業界人からなる一群の集団が、高度な自律性をもち、それが国家政策の決定権を事実上独占するような状態をさしている」[★10]。

そもそも原子力開発は核兵器の製造を旨ざしていたから、アメリカはもちろん各国とともに、国家的プロジェクトとして巨額の資金を投入した。日本の場合は、「官産複合体」があらゆる分野で形成され、意思決定過程を占有してきた。「行政機関が政策決定を事実上支配し、国会は行政当局の決定をくつがえしたり、独自の決定をおこなったりする能力を欠いていた[★11]」とされている。しかし、他の諸国においても、立法府が原子力開発に影響力を行使できたかどうかは疑問である。1950年代半ばまでに米・英・仏・加・ソの五カ国で原子力開発を統括する委員会ができたが、国家安全保障上の理由からそれらはみな閉鎖的機関となった。その仕事は機密とされ、「民主主義社会のもとで通常の^{チェック}と^{バランス}を避けることができた[★12]」と言われている。原爆製造の意図のないカナダでさえ、原子力開発の進展状況に関する情報は秘密とされていた。原子力開発の主目的が核兵器製造である以上、そこに踏みこんだ諸国家は広大な機密領域を抱えることになる。

ただし、原子力開発の組織については、日本のように原子力委員会が政策上のイニシアティブを発揮できず、二元体制の調整の場としての役割しかもてない事例は、特異であろう。また、民間企業をも束縛する原子力計画が国策として肯定され、それを前提として科学技術庁や通産省が強力な行政指導を行ってきたことも、特質の一つと言えるだろう[★13]。検討する必要があるのは、その原因をどこに求めるかである。総力戦体制から戦後の統制経済に引き継がれたものと見ることもできようが、二元体制から類推されるのは、むしろ戦前国家機構の分立的構造ではないだろうか。つまり、総力戦体制よりもっと根が深い、日本の近代国家の姿そのものに二元体制の起源があると考えられるのである。また、行政指導の強さと計画的原発建設の遂行という特質は、欧米資本主義へのキャッチアップを旨ざして、国家が上から資本主義化を主導す

る開発国家としての性格を強く反映していると思われる。

次に、原子力開発の物質的基礎、すなわち原子力産業の問題に移ろう。すでに指摘しておいた歴史学や国家論の弱点を克服するためにも、この点は重要である。仮に、潜在的核兵器保有こそが原子力開発の目的であったとしても、その結果として原子力産業が形成され、その意思が原子力の利用のあり方を規定する要因となっていくことも考慮する必要がある。そこで、形成期の原子力産業の特色について北村洋基の研究を参照して簡潔にまとめておこう【★14】。それは次の三点になる。

第一に、技術革新の先端をゆく巨大企業が集まって原子力産業の中心を構成していることである。原子力開発は、研究炉・臨界実験装置をはじめ複雑で高価な研究手段と一定数の専門研究者が不可欠であるために、莫大な初期投資を必要とするからである。1955年から56年にかけて、日本の原子力産業は巨大独占企業がグループ体制（三菱・日立・三井・住友・第一の各グループ）で原子力開発に乗り出した。これらのグループは、資本的・技術的に結合が非常に強固で、1959年から61年にかけて原子力専業会社【★15】を共同出資して設立した。General Electric社（GE）とWestinghouse社（WH）という二大総合電機メーカーが、それぞれ原子炉関係と核燃料サイクル関係を含む原子力産業企業にわたって開発・生産しているアメリカや、産業グループの離合集散の激しいイギリスなどと異なっている。

第二に、これらの巨大資本にとっては、原子力への進出は総合的・多面的な事業活動の一分野にすぎなかった。たとえば1960年度の産業界の原子力研究開発投資は、原子力への研究投資を行なっている企業の総研究投資額の6.2%とかなり少ない。しかし、巨大資本の事業活動の一部であったがゆえに、初期の莫大な投資に耐え赤字を累積させても、原子力市場の確保と受注の獲得による技術開発力の向上のために、激しい受注競争を展開することができたのである。

第三に、政府の政策は多様な原子炉を総花的に設置しようとするものであり、アメリカの原子炉メーカーと結びついている日本の各グループにほぼ均等な受注機会を提供するようになった。それは、原子力市場の拡大と技術開発力の蓄積をめざす産業界の要求に応えたものであるとともに、次のような意図もあった。すなわち、5グループによる激しい受注競争を利用して政府の支出を最小限に抑え、競争によって原子力産業としての力をつけさせるというねらいである。原子力委員会は、1960-61年に積極的な技術導入による原子力発電の早期実現という方向を容認するが、それは、原子力発電の早期実用化のため外国からの技術導入に重点をおく原子力業界と、自主開発の可能性をさぐりつつ研究投資の節約もめざす政府との間で妥協が成立したことを意味

01

02

03

していた。

以上のような前史を経て、原子力産業は1970年代後半に発展期を迎えた。政府は、原子力産業保護のために、沸騰型軽水炉（BWR）と加圧水型軽水炉（PWR）をそれぞれ年平均一基程度づつ建設するよう電力業界に要請し、分担建設が行われた。その結果、世界的に停滞期となった80年代にも建設テンポを落とすことなく、90年代半ばまで一直線的・計画的に原発建設が推進された。こうして日本資本主義の中核部分に原子力産業は着実に根を下ろし、経済基盤に組み込まれていったのである。

このように振り返ってみると、原子力産業の利害が原子力政策に反映する回路が形成されたと考えても不自然ではないだろう。その点を踏まえつつ、原子力委員会やその他の関連機関がどのように機能しているのか、二元体制がいかに推移していくのかを分析することは重要な課題といえよう。詳述は避けるが、この点に関連して、70年代末から80年代にかけて軽水炉発電システム関連事業、原発設置の許認可で通産省が主導権を掌握したことは注目しておいてよい。同時に、BWRではGEと結びついた東芝・日立、PWRではWHと結びついた三菱という具合に、アメリカの原子力産業との結合を深めていったことも無視できない事実である。

このほか通産省と電力業界の関係についても、より深い分析が必要である。両者の連合を、行政指導とその受け手ととらえるだけでよいのか、その関係が時間の推移によって変化しているのではないかなど、考察すべき課題は多い。なかでも電力の地域独占の形成については、戦前の乱立から戦時期の寡占への移行、占領期の九電力会社への再編の過程を歴史的な視点から分析していくことが不可欠であろう。その際、注意しなければならないのは、ここでも国内的観点からだけでは処理できない問題の広がりがある点である。

たとえば、九電力会社への再編におけるGHQの政治的影響力はよく知られているが、50年代後半に受けた世銀からの融資も重要な意味をもっていた。この世銀借款には、電力会社の事業計画に関与する条項が付帯しており、世銀は投資の安全性を確保するために、電気料金値上げや内部留保の充実などを要求し、日本政府の電力政策にも様々な注文をつけた。総括原価方式は世銀の圧力によって導入されたと言われる[★16]。注意すべきは、その方式が逆用されて原発建設に好都合なシステムとして定着させられていくことである。

また、電力の問題は、高度経済成長以後の経済構造の問題であるとともに、日常生活に深く入り込んだ電気依存（電化製品の氾濫）とそれを通じた統合という社会的問題でもある。電力の地域独占によって、電力会社は地域経済団体における優越的

な地位を獲得した〔★17〕。地域政治における電力業界の影響力は絶大である。

以上のような課題のほかに、原子力開発への参加・動員のシステム、ことに科学者の関与と役割の問題、原発立地をめぐる反対運動とその限界など、追求すべき課題は多い。筆者の能力の限界はもちろん紙幅の都合もあるので、ここでは、原子力の「平和利用」論についてごく簡単にふれるだけにとどめたい。それは結果的に次のような役割を果たしたといえる。

第一に、そもそも軍事と平和の境界が限りなく曖昧な原子力に、あえて区分線を設けることによって、原発建設・潜在的核兵器保有路線の推進を許すことになった。第二に、反核・平和運動によって分裂した国論の再縫合をもたらし、国策としての原子力開発についての国民的一致を可能にした。一つだけ象徴的な事例を紹介しておきたい。前述の海原グループが核兵器製造の客観的可能性を検討していたのとほぼ同時期、久野収編『現代人の思想 19 核の傘に覆われた世界』が発刊された。同書のタイトルにある「核」とは、核兵器のことであり、「核兵器は人間の歴史の現在の段階の産物であるから、核兵器の国際的廃棄は、人類が新しい段階の歴史を創り出すことによってのみ達成される〔★18〕」という基本認識に立っている。したがって、収録されている論文や声明などは、「核＝核兵器→戦争」という公式のもとで選択・配列されている。「原子力技術が大量破壊の能力を持つ核兵器と直接つながって」いることを意識的に論じたものは、岸田純之助「核の平和利用と核拡散防止条約」のみであるが、それとて、核の「平和利用」をいかに注意深く進めるかというのが趣旨である。安保闘争・ベ平連などの思想的指導者として著名な久野収の編になる同書でさえ、「平和利用」の問題性がほぼ全く視野に入っていないことに、「平和利用」論の絶大な影響力を読み取ることができよう。

第三に、武藤一羊が指摘していることだが、「被爆国だからこそ平和利用」の論理は原爆体験を抽象化し、対象としてそれに向き合う回路を遮断する働きをもった〔★19〕。当然それはアメリカの原爆投下についての責任追求を弱めざるをえない。第四に、「被爆国」の特権性を強調したことが、かえって海外での被爆者との連繫を弱めることになった。また、核兵器廃絶運動は反原発運動と結びつかず、それだけが原因というわけではないが、諸外国に比べて反原発運動は低調であった。その結果、欧米諸国の原発建設が停滞した 80 年代にも、日本は一直線的に増設を進めるという特異な路線を歩んだ。

以上、原子力開発・原発建設の推進体制をもとに戦後国家を考察するための視点を考えてきたわけだが、最後に 80 年代以降の問題についてふれておきたい。戦後国家

01

02

03

50

を二段階的にとらえるべきことは、今や有力な見解になったと思われる。その画期は80年代以降に本格化したグローバル化である。グローバル化の進展によって、国家はインターナショナルな関係を通じて、グローバル権力の機関化傾向を強めるという議論もある。その妥当性はともかく、原発建設から見えてくるのは原発市場をめぐる国家間競争という側面である。

日本が原発の世界市場を視野に入れ、体制を整えていくのは1980年代前半のことである。『1983年版 原子力白書』[★20]には次のような叙述が現れた。

近年、開発途上国の原子力開発意欲はとみに高まり、放射線利用からエネルギー利用まで幅広い分野において我が国の協力に対する開発途上国の期待も次第に明らかになってきている。我が国としては、原子力先進国としての国際的責務を果たすという観点から、このような期待に積極的にこたえていくこととしている。原子力発電が近隣諸国において広範囲に利用されていくにつれて、原子炉事故等があった場合には我が国が大きな社会的影響を受けること、あるいは、これら開発途上国の国際場裡での発言等が強くなっていく中で我が国との相互依存関係が重要視されることが予想されるので、これらの国々と協力を通じて関係強化を図ることは、我が国の原子力開発利用を円滑に進めていく上で重要であると考えられる。特に、人的交流については、その重要性に鑑み、推進していくことが必要である。

開発途上国との協力が、なぜ「我が国の原子力開発利用を円滑に進めていく」ことになるのか。要するに、原発技術・原発そのものの輸出によって原子力産業の基盤が強化されるということであろう。実際、1983年8月に原子力委員会は開発途上国協力問題懇談会を設置することを決め、途上国との協力の進め方、協力円滑化のための方策等について調査審議が行われた。

「開発途上国協力」が現実化していくのは、台湾の事例では1986年である。この年、日本原子力産業協会と台湾原子能委員会による「日台原子力安全セミナー」がスタートした。これが直ちに原発輸出につながるわけではないが、人的交流も含めて基礎的な条件が蓄積されていくことになった。台湾の商業発電は1978年に開始され、この時期までに第1から第3の原発が稼働していた。のちに日本が関わる第4原発は、1981年に建設地が決定されたが85年に延期された。その後92年に建設が再度許可されると、96年にGEが主契約者となり、99年に1号機・2号機が起工された。

ここで興味深いのは、主な設備は工事等も含めほとんど日本のメーカーが担当して

いることである。炉本体は東芝・日立、タービンは三菱が受注しており、これが日本の原子力産業にとって初の原子炉輸出になる。なぜ主契約者がGEなのに、実際の受注は日本企業なのか。その理由は、次のようなものである。通常、原発関係の輸出は核拡散問題が絡むため、二国間原子力平和利用協定を結ぶ。しかし、日台間には国交がなく、そのような方法を採用することができない。また台湾は核拡散防止条約、国際原子力機関からも閉め出されている。そこで日本政府は、アメリカ政府を通して台湾の核拡散防止の意志確認を取ることにし、その結果がアメリカ政府の口上書で日本政府に伝えられ、日本政府はそれを核拡散防止の保証とした。この問題を外に出さないためには、主契約者をGEとし、日本の原子力メーカーの名を伏せることが必要と推進側は判断したらしいのである〔★21〕。

この経過から読み取れるのは、資本主義のグローバル化とともに原子力開発・原子力産業も国外市場への売り込みを追求する新たな段階を迎えたこと、その際、日本は、核不拡散体制との関係上、アメリカ政府やアメリカの企業との関係を利用せざるをえないこと、である。さらに注目されるのは、近年日米の原発企業間の関係が再編され、結合が進んでいることである。2006年に東芝がWHを買収してPWRにも乗り出したこと、2007年には日立とGEが経営資源を融合した日立GEニュークリア・エナジーを設立したこと、三菱がアレバ社（仏）と提携を進めつつあることなど、従来の系列をこえた再編が起りつつある。

3・11は今後、世界原発市場にどのような影響をもたらすだろうか。ヨーロッパ諸国の中には脱原発を決めた国もあるが、アジア諸国ではそうした動きは微小である。以前から原発の輸出に積極的な韓国もまじえて、原発企業間の競争は東アジアに原発を拡散させる原動力になっていることに注意が必要であろう。中国・ベトナム・インドネシア・タイなどが原発の売り込み先として有力視されており、東アジア全体に原発と核廃棄物のもたらす問題が輸出されようとしている。

すでにチェルノブイリの事故によって、原発の放射能は世界規模の汚染をもたらすことが明らかになっていたはずである。その意味で、脱原発はグローバルな意味をもたざるをえないが、原発拡散が進みつつある今、フクシマ以後の脱原発の対象は決して国内原発にとどまるものではない。しかし逆に、日本が脱原発・反原発輸出の方向を選択すれば、世界の原発問題にはかりしれない影響を与えることもまた事実である。

■註

- ★ 1——渡辺治「保守支配の構造」（『岩波講座日本通史』20 岩波書店、1996 年）、「高度成長と企業社会」（『日本の時代史 27 高度成長と企業社会』吉川弘文館、2004 年）など。
- ★ 2——大門正克・柳沢遊「〈対談〉高度成長への視座」での柳沢の発言、『経済』No.195、2011.12。
- ★ 3——安田浩『近代天皇制国家の歴史的位置——普遍性と特殊性を読みとく視座』青木書店、2011 年、88 頁。初出は「近代天皇制国家試論」（藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会、1987 年）。
- ★ 4——ニコス・プーランツァス『国家・権力・社会主義』（ユニテ、1984 年、原著は 1978 年）21 頁。
- ★ 5——このほかに、産業立国のためのエネルギー問題、原子力の「平和利用」がもたらす国民統合的機能などの思惑も無視できない。
- ★ 6——藤田裕幸「戦後日本の核政策史」（榎田敦ほか『隠して武装する日本』影書房、2007 年）、武藤一羊『潜在的核保有と戦後国家——フクシマ地点からの総括』（社会評論社、2011 年）など。
- ★ 7——『官報 号外 昭和 29 年 3 月 4 日 衆議院会議録 第 15 号』12 頁。
- ★ 8——岸信介『岸信介回顧録』（廣済堂出版、1983 年）395-396 頁。
- ★ 9——吉岡斉『新版 原子力の社会史——その日本の展開』（朝日新聞出版社、2011 年）174 頁。
- ★ 10——同前、23 頁。
- ★ 11——同前、24 頁。
- ★ 12——ピーター・プリングル、ジェームズ・スピーゲルマン、浦田誠親監訳『核の栄光と挫折』（時事通信社、1982 年、原著は 1981 年）183 頁。
- ★ 13——吉岡前掲書、26-27 頁。
- ★ 14——北村洋基「日本の原子力産業と研究開発—昭和 30 年代の「赤字」問題を中心にして」（『経済論叢』114(5-6)、1974.11）。
- ★ 15——企画・設計・研究やグループの窓口業務を中心に生産も行っている三菱原子力工業、住友原子力工業、日本原子力事業（三井グループ）と、原子力関係の共同研究所として日立グループの東京原子力産業研究所、第一原子力グループ放射線研究所がある。
- ★ 16——梅本哲世「九電力体制の成立と外資導入」（『経済』194 号、2011 年 11 月）。総括原価方式は、電力会社を経営するすべての費用をコストに転嫁することができる上に、一定の利益率まで保証されているという、決して赤字にならないシステムである。
- ★ 17——50 年代に成立した関西経済連合会と中部経済連合会は別にして、1960 年代に設立された北海道・東北・北陸・中国・四国・九州などの経済連合会の歴代会長には、それぞれの地域の電力会社の会長が

なっている。2012年1月現在では、関西経済連合会会長も関西電力会長が務めている。

★18——久野収編『現代人の思想 19 核の傘に覆われた世界』（平凡社、1967年）8頁。

★19——武藤前掲書、25頁。

★20——『昭和58年版 原子力白書』第1章4 国際協力と核不拡散。

★21——小村浩夫「台湾の原子力開発、過去、現在、未来」（第81回原子力安全問題ゼミ・レジュメ）<http://www.rii.kyoto-u.ac.jp/NSRG/seminar/No81/kmr0103.PDF>。

こばやし・ひろはる（京都府立大学文学部教授）